

離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について
(離島指定検討部会報告)

令和6年6月

国土審議会離島振興対策分科会
離島指定検討部会

離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について

報告書目次

第1章 国土審議会離島振興対策分科会からの付託内容	・・・1
1. 離島指定検討部会における検討事項	・・・1
2. 現行の離島指定基準及び指定解除基準	・・・4
第2章 架橋に伴う指定解除のあり方の検討	・・・9
1. 架橋の整備効果のヒアリングについて	・・・9
2. 架橋等が整備された場合の地域指定を解除する原則について	・・・13
3. 指定解除時期の原則について	・・・16
4. 常時陸上交通の確保に係る要件について	・・・17
5. 離島振興対策実施地域の指定解除を猶予すべき地域の実情の考え方 について	・・・18
6. 指定解除基準改正（案）について	・・・19
第3章 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討	・・・23
1. 点検対象地域について	・・・23
2. 点検対象地域の今後の振興方針及び点検結果について	・・・25
3. 点検対象地域の指定解除を停止することの検討結果について	・・・27
参考資料1 人口要件を満たさなくなった離島地域の現地調査と点検の結果	・・・29
参考資料2 離島指定検討部会委員名簿	・・・42
参考資料3 離島指定検討部会の検討経緯	・・・43

第1章 国土審議会離島振興対策分科会からの付託内容

1 離島指定検討部会における検討事項

現行の離島振興対策実施地域の指定解除基準（以下「離島指定解除基準」という。）は、昭和53年3月27日の第43回離島振興対策審議会（現在の国土審議会離島振興対策分科会。以下同じ。）において決定されているが、これまで、基準の見直しは行われていない。

こうした中で、第210回臨時国会において、離島振興法（昭和28年法律第72号）の法期限を令和15年3月31日まで延長すること等を内容とする「離島振興法の一部を改正する法律案」が成立した。その成立に際して、衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会のそれぞれにおいて、「離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」等を内容とする附帯決議が採択された。

離島指定解除基準では、離島振興対策実施地域の離島に架橋事業等が行われ、常時陸上交通が確保されることになった場合には、地域指定を解除することとされているが、現行基準の考え方の妥当性の確認に併せて、附帯決議での地域の実情に配慮した、離島指定解除基準のあり方について検討することとした。

また、平成25年に見直された離島振興対策実施地域の指定基準（以下「離島指定基準」という。）においては、離島指定基準の運用に関する留意事項として、「おおむね50人以上であるもの」とされる離島指定基準の人口要件を満たさなくなった離島振興対策実施地域については、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討することとされている。令和2年国勢調査の結果、人口要件を満たさなくなった10の離島振興対策実施地域について、指定解除の停止の妥当性について検討する必要が生じた。

離島の振興に関する件

(令和4年11月9日衆議院国土交通委員会決議) (抄)

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の实情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(令和4年11月15日参議院国土交通委員会決議) (抄)

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の实情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

これらを受けて、令和5年5月24日（水）に開催された第22回国土審議会離島振興対策分科会において、「離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について」の検討が離島指定検討部会に付託された。

この付託を受けて、離島指定検討部会では、以下の2つの検討内容について、調査審議を行った。

検討内容1 架橋に伴う指定解除のあり方

- 改正離島振興法の附帯決議を踏まえ、離島指定検討部会において、離島と本土の間に架橋が整備された際の地域の実情に配慮した指定解除のあり方について検討する。

検討内容2 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

- 令和2年国勢調査の結果、人口要件（おおむね50人以上）を下回っている離島振興対策実施地域（10地域）について、離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等を点検※し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

※点検にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、現地調査、ヒアリング等を予定。

2 現行の離島指定基準及び指定解除基準

離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）が国土審議会の意見を聴いて、同法第1条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を指定している。

離島振興対策実施地域の指定解除については、離島振興法に明文化された規定はないが、内閣法制局見解（昭和52年10月11日）によれば、内閣総理大臣（現在は主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣））に離島振興法の目的を達成するために必要か否かの認定の権限及び離島振興対策実施地域の指定の権限を与えている以上、一定の要件を備えるに至ったときは指定を解除しうるものと解されている。これを踏まえ、これまでも離島振興対策実施地域の指定を解除する際には、国土審議会離島振興対策分科会の意見を聴いて、主務大臣が指定を解除する手続きをとっている。

○離島振興対策実施地域の指定解除に関する内閣法制局第1部見解

（昭和52年10月11日）

- ① 離島振興法第2条の規定により内閣総理大臣（注：省庁再編以前）に法第1条の目的を達成するために必要か否かの認定の権限及び離島振興対策実施地域としての指定の権限を与えている以上、一定の要件を備えるに至ったときは、指定を解除しうるものと解する。
- ② 離島に架橋が行われた場合に、離島振興対策実施地域の指定を解除すべきか否かについては、架橋より本土より隔絶せる離島の特殊事情よりくる後進性を生む要因が解消されたと認められ、かつ離島振興対策実施地域として特別の対策を講ずる必要がなくなったときに解除が可能である。

現行の離島指定基準は、第10回国土審議会離島振興対策分科会（平成25年4月11日）において決定されたものであり、従前の指定基準の「人口要件」、「航路条件」を見直すとともに、「人口減少率」を追加し、決定に際して、離島指定基準の運用に関する留意事項（以下「留意事項」という。）を定めている。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

1. 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
2. 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
3. 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

これに基づき、国勢調査の結果、離島指定基準にある「おおむね 50 人以上」という人口要件を満たさなくなった離島振興対策実施地域については、指定解除の停止について検討することとなる。前回の国勢調査である平成 27 年国勢調査結果において、人口要件を満たさなくなった 8 地域については、国土審議会離島振興対策分科会離島指定検討部会の調査審議を経て、令和 3 年 2 月 10 日の国土審議会離島振興対策分科会において、いずれの対象地域についても、当時の離島振興計画の期間が令和 4 年度までであること等を踏まえ、指定解除を猶予することとされた。これらの指定解除を猶予されている地域を含め、令和 2 年国勢調査の結果、人口要件を満たさなくなった 10 の離島振興対策実施地域については、指定解除の停止の妥当性について検討することになる。

また、架橋事業等及び干拓埋立事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域の指定解除にあたり、国土審議会離島振興対策分科会は、離島指定解除基準をそれぞれ定めている。

架橋事業等が行われた場合の指定解除基準は、昭和 53 年 3 月 27 日の第 43 回離島振興対策審議会において決定され、離島振興対策実施地域の離島に架橋事業等（ここでいう「等」には堤防道路が含まれる。）が行われ、常時陸上交通が確保されることになった場合には、指定解除をすることとなっている。

干拓埋立事業等が行われた場合の指定解除基準は、昭和 43 年 9 月 20 日の第 34 回離島振興対策審議会において決定され、離島振興対策実施地域と本土との間に干拓、埋立事業等が行われ、これによって指定地域が本土と地続き（最高高汐面以上）になった場合は、指定解除をすることとなっている。

離島指定基準

(平成 25 年 4 月 11 日 国土審議会 第 10 回 離島振興対策分科会決定)

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島（群島、列島、諸島を含む。）であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一ヵ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. 指定について要望のあるもの。

ア' 外海離島指定基準第 4 項に対する緩和基準

一ヵ町村以上の行政区画を有する島でない場合でも、下記の条件を具備する島は、上記アの外海離島指定基準第 4 項を満たすものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね 5 km 以上であるもの又は人口減少率がおおむね 10%以上であるもの。
2. 人口おおむね 50 人以上であるもの。

イ 内海・内水面離島指定基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね 5 km 以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が 1 日おおむね 6 回以下であるもの又は人口減少率がおおむね 10%以上であるもの。
2. 人口おおむね 50 人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

ウ 離島一部地域指定基準

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね 5 km 以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が 1 日おおむね 6 回以下であるもの又は人口減少率がおおむね 10%以上であるもの。
2. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1 日おおむね 3 回以下であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む) 若しくは、明瞭な地形又は見越し線等をもって境界線とする。

エ 指定にあたっての留意事項

原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近 10 年間の同調査結果により算出する。

なお、二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

1. 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
2. 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
3. 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

離島振興対策実地地域の指定解除基準（その1）

（昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律（これに基づく命令を含む。）に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとする。

上記解除基準のうち、「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」とは、それぞれに次に掲げる場合をいう。

ア 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在する場合には、当該市役所又は町村役場の所在地（当該市町村が合併市町村である場合には、当該市役所又は町村役場の所在地並びに当該市役所又は町村役場以外の場所にある当該市町村の離島振興対策実施地域内の昭和28年10月1日における町村の役場（以下「旧町村の役場」という。）の所在地）と本土との間に常時陸上交通が確保された状態になった場合

イ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在しない場合であって、当該市町村の離島振興対策実施地域に旧町村の役場が所在していた場合には、その役場の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合

ウ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場並びに旧町村の役場が所在しない場合には、当該島しょの人口最大集落と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合

なお、ここで「常時陸上交通が確保された場合」とは、普通自動車が通常特段の障害（一時的な交通渋滞による障害を除く。）なく通行できる道路（道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。）によりある地点と他の地点とが連結されている状態をいう。

さらに、また「一定の要件に該当する集落」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」（昭和37年政令第301号）第1条の規定による辺地の要件のうち、前段の要件に該当するものをいう。

離島振興対策実地地域の指定解除基準（その2）

（昭和43年9月20日 第34回離島振興対策審議会決定）

離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓埋立事業等が行われ、これによって本土と地続きになった場合の指定地域の取扱いについて

離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓、埋立事業等が行われ、これによって指定地域が本土と地続き（最高高汐面以上）になった場合は、離島とは認められないので、当該地域について指定を解除する措置をとることとする。

ただし、この場合、上記の隔絶性解消の確認は、当該年度の末日をもって行うこととし、準備にあてるため、次の年度に限り、猶予期間をおくことができるものとする。

第2章 架橋に伴う指定解除のあり方の検討

1 架橋の整備効果のヒアリングについて

付託を受けて、令和5年7月21日（金）に開催された国土審議会離島振興対策分科会第9回離島指定検討部会において、離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について、具体的な検討を進めていくための論点や検討の方向性などが審議された。

このうち、架橋に伴う指定解除のあり方については、架橋の整備によって、離島固有の課題が解消したか、いくつかの指定解除された離島を対象として、その整備効果を確認した上で、架橋が整備された場合に離島振興対策実施地域の指定を解除する原則の考え方について議論すること、また地域の実情に配慮した解除の考え方について議論を進めることとした。

そのため、まず、架橋後に指定解除された離島の自治体に対し、以下の項目についてヒアリングを実施し、架橋の整備効果について確認することとした。

架橋後の整備効果整理のポイント

- ・生活利便性の効果（本土への交通費用、輸送費用の低減等）
- ・産業振興の効果
- ・医療及び介護・福祉等の効果
- ・防災の効果（災害時の避難等）
- ・観光振興の効果
- ・教育の充実の効果
- ・架橋によってもなお残る離島特有の課題の有無
（本土の中山間地域や過疎地域には生じていない課題）

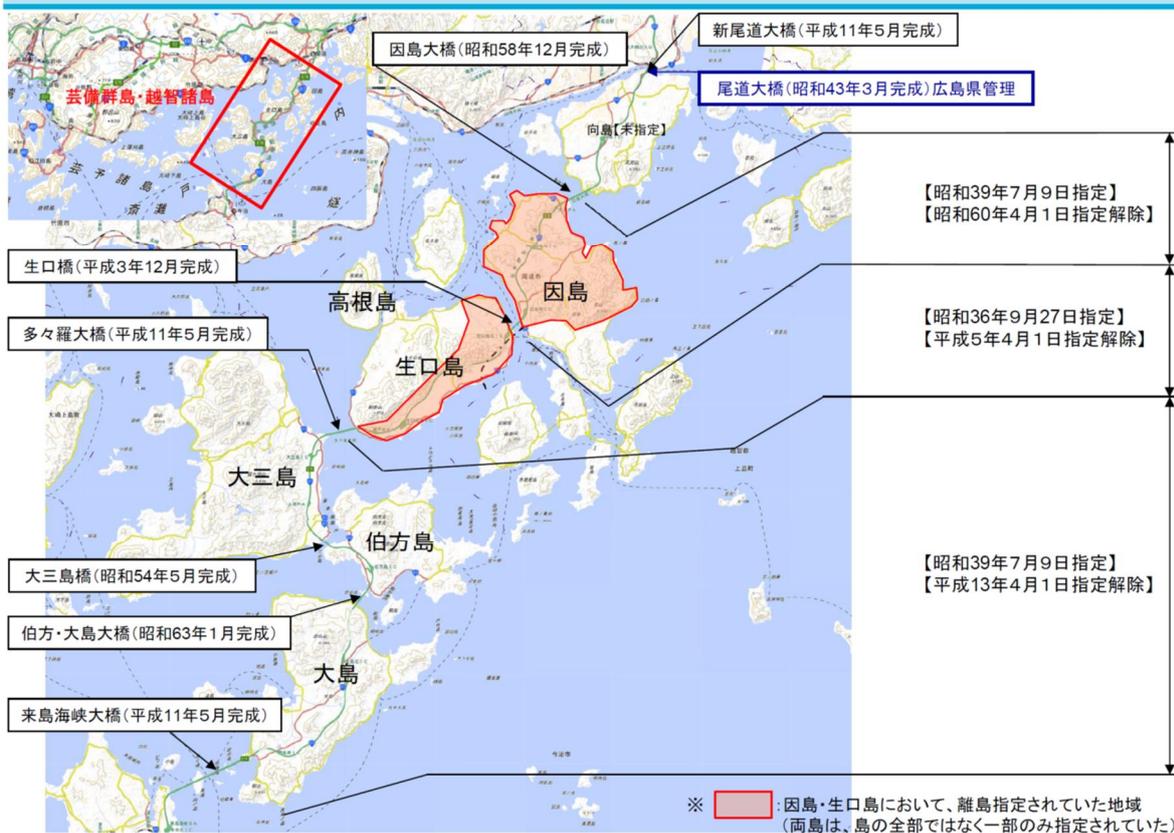
ヒアリングは、架橋の整備により離島振興対策実施地域の指定が解除された離島のうち、現在も有料橋である「蒲刈群島^{かまかり}」、「下大崎群島^{しもおおさき}」、「芸備群島^{げいび}」、「越智諸島^{おち}」の4地域を対象に以下の日程により実施した。

- 令和5年10月24日（火）、25日（水） 蒲刈群島、下大崎群島（広島県呉市）
- 令和5年11月14日（火） 芸備群島（広島県尾道市）
- 令和5年11月14日（火） 越智諸島（愛媛県今治市）

蒲刈群島・下大崎群島 位置図



芸備群島・越智諸島 位置図



それぞれのヒアリング結果を要約すれば、以下のとおりである。

◆生活利便性の効果

- 架橋により、航路に制約されず、本土との行き来が、24時間いつでも、多少の天候にかかわらず可能となり、移動の定時制・安定性の確保に大きく寄与。
- 本土と結ぶ路線バスの運行が開始されたことで、車を持たない者についても、利便性は大きく向上。
- フェリー時代の車両の航送料金と比べれば、橋の通行料金がかかるとしても、車で本土と行き来する費用は軽減されているが、架橋から時間が経過したことで、橋の存在が当たり前のものとなり、通行料金がかかることそのものに対する住民の不満が発生。

◆産業振興の効果

- 架橋により、商品等の出荷時に陸路の利用が可能となり、地域産業の発展に寄与。
- 造船業が本土から島しょ部へ移転するなど、企業立地にも寄与。
- コンビニやホームセンター等のチェーン店の出店が増加するなど、地域経済の活性化や住民の生活利便性にも寄与。
- 地域の人口減少も影響し、地元スーパーや小さな商店の撤退・閉店もみられる。

◆医療及び介護・福祉等の効果

- 架橋により、救急車で直接本土側の病院へ24時間搬送が可能になるなど、救急搬送の速達性・安定性が向上。
- 本土側の病院へのアクセスが容易となり、専門医や時間外（夜間）の受診が可能となるなど、住民の医療面での安心感が向上。
- 島内では対応出来ない福祉サービスも島外からの訪問介護などのサービスを受けられ、高齢者福祉の維持に寄与。

◆防災の効果

- 架橋により、輸送道路が確保されたことで、災害時の島外から応援や物資の受け入れが容易となり、広域的な災害対応が可能となった。

◆観光振興の効果

- 架橋前は、移動手段が航路のみで時間の制約があったが、架橋後は、滞在時間等の制約がなくなり、離島地域の観光客の増加に寄与。
- 架橋により、島しょ部に自転車で直接訪れることが可能となるなど、アクセス環境が高まったことにより、サイクリング等の観光目的の利用者が増加し、特に多くの外国人が来島するなど、観光による地域活性化に寄与。

◆教育の充実の効果

- 自宅から島外の学校への陸路による通学が可能となり、自分に合う学力ややりたい部活動などにあわせた高等学校への進路選択の幅が広がった。

◆架橋によってもなお残る離島特有の課題

- 架橋後も、人口減少・高齢化などの課題は残存するが、本土側も同様。

2 架橋等が整備された場合の地域指定を解除する原則について

昭和 53 年に現行の離島指定解除基準が策定された際にも、架橋等が行われた際に離島振興対策実施地域の指定を解除する離島指定解除基準を緩和すべきか、離島地域の指定解除基準に関する研究会において、議論が行われている。この研究会は、昭和 52 年に、討議要旨（以下「討議要旨」という。）をまとめ、解除基準について緩和すべきではないと結論づけている。

離島地域の指定解除基準に関する研究会（昭和 52 年討議要旨）

- (1) 離島振興法にいう離島の取扱いとの関連で「現行の解除基準を緩和すべきかどうか」というのが、主な論点であったが、以下のように緩和すべきではないとの結論に達した。
 - (ア) 離島振興法にいう離島とは本土より隔絶せる島であり、架橋等によりその隔絶性が解消された場合（指定地域外の架橋を含む）には、指定解除の措置をとるのが当然である。
 - (イ) 離島振興法にいう後進性とは、隔絶せる離島の特殊事情よりくるものである。従って架橋等によりその隔絶性が解消されたうえでの後進性の除去については、例えば過疎法、辺地法等の後進地域立法の適用により対処すべきである。
 - (ウ) 本土との間の架橋が可能な島は、一般的に条件の良いところであり、指定を解除された場合にいくらか後遺症が残るとしても、それは他の離島に比べれば問題にならない程度のものである。
 - (エ) 現行の解除基準を緩和することは、指定離島間（既解除島を含む）に種々の不公平を生じるばかりでなく、真に離島振興対策を必要とする地域に重大な悪影響を及ぼす。
 - (オ) なお、隔絶性の有無は架橋が行われたかどうかで判断すべきであり、有料橋、無料橋によって区別すべきではない。
- (2) 離島振興法に基づき指定された離島は、上記のような基本認識に基づくこととするが、現行の解除基準における「架橋事業が行われ、これによって本土との間の常時陸上交通が確保された場合」という表現については、その具体的内容を明確にすべきである。
- (3) 解除地域に対しては、国庫補助率等の激変緩和のための財政措置を十分配慮すべきである。

今回、架橋が行われた際に離島振興対策実施地域の指定を解除する原則について、改めて議論するにあたり、討議要旨に掲げられた（１）（ア）から（オ）までの概念に立ち返って、議論を進めることとした。

１のヒアリングを踏まえ、架橋の整備効果を、架橋がある場合とない場合で比較すれば、概ね、以下のとおり、整理される。

項目	ポイント	架橋なし (離島地域)	架橋あり (解除地域)
生活利便性	定時性・安定性の確保 住民の生活利便性の向上	○航路のダイヤの制約や天候の影響が大きい ○車両の航送料金が発生	○24時間通行が可能 ○有料橋は通行料金が発生するが、車両の航送料金と比べれば安価
産業振興	地域産業の発展	○商品出荷等に際し、航路のダイヤ・天候による影響を受ける	○商品出荷等の自由度の向上、輸送コスト・時間の低減
医療及び介護・福祉等	救命・救急搬送の速達性・安定性の向上	○本土への救急患者の搬送に際し、船への乗り換えが必要であり、長時間必要 ○本土の総合病院への受診に際し、航路の時間制約を受ける	○本土側の病院へ24時間救急車での直接搬送可能 ○本土側への病院のアクセスの向上
防災	広域的な災害対応	○大規模災害時に本土からの迅速な応援等が困難	○架橋によって本土との間に輸送道路が確保されたことにより、本土からの応援が容易
観光振興	観光地のアクセス	○島しょ部への来島は航路のみであり、滞在時間等に制約	○島しょ部へのアクセス環境の向上に伴う観光客の増加
教育の充実	高校等への進学	○島内及び航路通学による限られた学校へ進学など、限られた選択しかない	○自宅から島外の学校への陸路による通学が可能となり、学校の選択の幅が拡大

架橋が行われた離島と架橋が行われていない離島の置かれた状況を比べれば、離島指定検討部会としては、討議要旨（１）（ア）から（オ）に示された考え方は、今日的な観点からも妥当であり、架橋等が行われた場合に離島振興対策実施地域の指定を解除する現行の離島指定解除基準の原則は見直すべきではないと考える。その理由を具体的に示せば、以下のとおりである。

- ① 離島の条件不利性は、「四方を海等に囲まれ」（離島振興法第１条）本土との交通が航路に大きく依存していることに起因することから、架橋によって本土と陸路で結ばれることによって、離島特有の条件不利性は解消されると捉えるべきである。

- ② 架橋が整備された離島について、一定の条件不利性が残るとしても、離島振興対策実施地域として公共事業の補助率の嵩上げや離島活性化交付金などによる支援などを続けることは、なお離島としての課題を抱える他の地域と比較すれば不公平であり、離島振興対策実施地域としては、真に離島振興対策を必要とする地域に支援が行き届くようにすべきである。
- ③ 有料橋については、架橋の通行料金の負担は住民に生じているものの、それは架橋事業の受益によるものであり、架橋の整備による離島特有の条件不利性の解消は、有料橋、無料橋によって実質的な差はないことから、離島振興対策実施地域としての取扱いについて、両者を区別する必要性は見いだしがたい。

その上で、改正離島振興法の附帯決議において、「離島と本土等との間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」とされていることを踏まえ、以下、指定解除時期の考え方について検討する。

3 指定解除時期の原則について

現行の離島指定解除基準では、架橋事業等が行われ、常時陸上交通が確保されることとなった場合には、指定を解除するものとされており、その場合、準備にあてるため、架橋事業等が完了した年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができることとされている。

この現行の離島指定解除基準の運用については、架橋後直ちに離島地域を解除するのではなく、準備期間を考慮し、架橋等開通後の翌年度末まで離島振興対策実施地域としての指定を継続し、翌4月1日に指定解除をしてきている。

<実績>

○大島（宮城県気仙沼市）

令和3年4月1日指定解除 ⇒ 気仙沼大島大橋（平成31年4月7日開通）

○九島（愛媛県宇和島市）

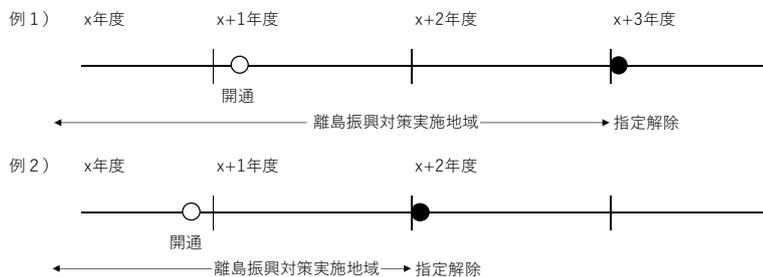
平成30年4月1日指定解除 ⇒ 九島大橋（平成28年4月3日開通）

○日生諸島（岡山県備前市）

平成29年4月1日指定解除 ⇒ 備前日生大橋（平成27年4月16日開通）

現行の離島指定解除基準は、架橋事業等が行われた直後に解除しうるような内容となっているが、附帯決議において「離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されないことがないように同地域の指定解除基準について検討すること」とされていることを踏まえ、これまでの実績にならい、離島振興対策実施地域の指定を直ちに解除するのではなく、あらかじめ準備期間を考慮して、架橋等開通後の翌年度末まで離島振興対策実施地域の指定を継続し、翌4月1日付けをもって解除する旨を指定解除基準において明確化すべきである。

<指定解除時期の例>



その際、本土との間に、架橋事業等の整備が決定された離島振興対策実施地域については、架橋等の整備後を見据えた、当該離島の自立的な発展に向けたビジョンを明確とすべきであり、架橋事業等の整備期間及びその後の準備期間については、そのビジョンの実現のための離島振興事業の実施期間として捉えるべきである。

なお、架橋等の整備を見据えた、当該離島の自立的な発展に向けたビジョンを検

討する際には、架橋等は災害時に重要な輸送ルートとなる一方、通行できなくなつた際の影響も特に大きいことから、その代替手段についてもあらかじめ検討しておくべきである。その上で、地域防災計画等にも反映し、架橋後の当該離島の災害対応が円滑に行われるようにすべきである。

4 常時陸上交通の確保に係る要件について

現行の指定解除基準は、架橋事業等が行われることに加えて、「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」に指定解除するものとし、この「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」について、市役所・町村役場の所在地など具体的な基準を設けている。

※離島振興対策実地地域の指定解除基準（抜粋）

- ア 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在する場合には、当該市役所又は町村役場の所在地（当該市町村が合併市町村である場合には、当該市役所又は町村役場の所在地並びに当該市役所又は町村役場以外の場所にある当該市町村の離島振興対策実施地域内の昭和28年10月1日における町村の役場（以下「旧町村の役場」という。）の所在地）と本土との間に常時陸上交通が確保された状態になった場合
- イ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在しない場合であって、当該市町村の離島振興対策実施地域に旧町村の役場が所在していた場合には、その役場の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合
- ウ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場並びに旧町村の役場が所在しない場合には、当該島しょの人口最大集落と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合

この基準は、策定当時、島内の道路整備が十分ではなかった事情を勘案し、「常時陸上交通の確保」の定義を明確とする必要性から規定されているものと考えられるが、昨今の離島地域における道路の整備は、道路改良率で見ると、昭和54年度の20.1%に対して、令和2年度は49.7%と全国平均の62.9%に近づきつつある。また、架橋事業等が進められる際には、前後のアクセス道路の整備も当然として行われていることから、架橋等の整備に加えて、島内の道路事情を考慮した基準を残す今日的な必要性は乏しいものとする。したがって、離島指定解除基準の見直しに際しては、架橋事業等に伴い本土との間に常時陸上交通が確保された時点で解除の検討を行うものとし、「常時陸上交通の確保」の具体的な要件については削除することが適当である。

5 離島振興対策実施地域の指定解除を猶予すべき地域の実情の考え方について

架橋事業等が行われたことに伴い、離島振興対策実施地域の指定が解除された離島において、なお残る条件不利性に対しては、既存の条件不利地域を対象とした制度により引き続き対応すべきである。例えば、離島振興対策実施地域の指定が解除された市町村については、過疎対策事業債、辺地対策事業債については、一定の割合で特別枠を設定するとともに、当該市町村の実質負担増加額について一定の割合で特別交付税に算入することが可能とする制度が既に存在する。

その上で、改正離島振興法の附帯決議において、「離島と本土等の間に架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」と決議されていることを踏まえ、3で整理した離島振興対策実施地域の指定解除時期の原則に対して、その例外として指定解除の猶予を考慮すべき「地域の実情」の考え方について、以下、検討する。

一つは、現行の指定解除基準においても、指定解除を猶予することができると思われる常時陸上交通が確保されていない集落が存在する場合である。このような集落を解消すべく本来架橋等が開通するまでに島内の道路整備が進められているべきであるが、その整備が架橋等の開通時点で事業中であり、完了が見込まれているのであれば、その完了時期まで、地域指定の解除を猶予することは、現行の指定解除基準に引き続き、合理的であると考えられる。

次に、架橋等が開通した際になお事業中である離島振興事業が残っている場合である。離島振興計画に位置づけられている離島振興事業は、離島振興法の目的を達成するために必要な事業として位置づけられていることに鑑みれば、それが途上である場合には、いまだその目的が達せられていないものとして、その完了まで離島振興対策実施地域の指定解除を猶予することは、合理的であると考えられる。この場合の離島振興事業とは、完了時期が明確である道路、港湾等の公共事業を指すものとし、情報発信事業などのソフト事業の残事業については、3でいう準備期間において対応すべきものであるから、指定解除を猶予すべき事情とは認められない。

これらの指定解除を猶予すべき事情及び猶予期間の判断については、離島地域ごとに状況が異なるため、指定解除基準において委細を定めるよりは、個別の架橋事業ごとに、現地調査等を経て、判断することが望ましい。

離島振興対策実施地域の指定解除の猶予を判断するに際しては、以下の項目について、十分検討すべきと考える。

- ・ 離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っているかどうか。
- ・ 当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものと認められ、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があるかどうか。
- ・ 指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域と比較して、公平性を欠くものではないかどうか。

その上で、指定解除の猶予が妥当と認める場合には、その解除時期をあらかじめ明示すべきである。

6 指定解除基準改正（案）について

離島振興対策実施地域の指定解除基準については、架橋事業等が行われた場合に離島振興対策実施地域の指定を解除する基本的な考え方を見直す必要はないが、以下の点を明示するよう、その内容を見直すべきである。

- ・ 常時陸上交通の確保に係る具体的な要件を削除し、本土との間に架橋事業等が行われた場合には離島振興対策実施地域の指定を解除すること
- ・ 離島振興対策実施地域の指定解除にあたっては、その準備にあてるため、当該地域の離島振興対策実施地域の指定は、架橋等が開通した翌年度末までとし、翌4月1日付けで指定を解除すること
- ・ 地域の特別な事情がある場合には、指定解除を猶予することができること
- ・ 現行の離島指定解除基準にある「隔絶性」の表現について、現行の離島振興法の規定にあわせること

また、指定解除を猶予することができる特別な事情については、判断する際の留意事項として、以下をあらかじめ明示しておくべきである。

1. 指定解除を猶予することができる特別な事情とは、本土との間に常時陸上交通が確保されていない集落が存在し、その状況を改善するために事業中の道路事業がある場合のほか、離島振興計画に位置づけられている離島振興事業のうち、架橋等が開通した際に事業中の公共事業が残っている場合であること。
2. 指定解除の猶予が妥当かどうか判断する際には、以下について確認すること。
 - ・ 離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っていること。
 - ・ 当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものであり、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があること。
 - ・ 指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域と比較して、公平性を欠くものではないこと。
3. 指定解除の猶予が妥当と認める場合には、その解除時期をあらかじめ明示すること。

なお、干拓埋立事業等についても同様の扱いとするものとし、架橋事業等が行われた場合の離島指定解除基準に一本化すべきである。

以上を踏まえ、見直し後の指定解除基準（案）を、次ページに示す。

※下線部分が基準の改正案

新	旧
<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準 (令和〇年〇月〇日 第〇回離島振興対策分科会決定)</p>	<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準(その1) (昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)</p>
<p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等(干拓埋立事業等を含む。)が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて</p>	<p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて</p>
<p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき架橋事業等(干拓埋立事業等を含む。以下同じ。)が行われ、当該島しょと本土との間が道路(道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。以下同じ。)で連結された場合には、同法にいう「四方を海等に囲まれ」ている離島とはいえないことから、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。</p> <p>指定の解除は、その準備にあてるため、当該架橋等が開通した年度の翌年度末までは離島振興対策実施地域としての指定を継続し、翌4月1日付けで解除するものとする。</p> <p>ただし、指定の解除に当たり配慮すべき特別な事情がある場合には、当該地域の全部又は一部について、一定の期間、指定の解除を猶予することができるものとする。</p>	<p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。</p> <p>この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。</p> <p>ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとする。</p>
<p>○見直し後の指定解除基準の運用に関する留意事項</p> <p>1. 指定の解除に当たり配慮すべき特別の実情とは、本土との間に常時陸上交通が確保されていない集落が存在し、その状況を改善するために事業中の道路の事業がある場合のほか、離島振興計画に位置づけられている離島振興事業のうち、架橋等が開通した際に事業中の公共事業が残っている場合である。</p> <p>なお、ここでいう常時陸上交通が確保された場合とは、普通自動車通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路により連結されている状態をいう。</p> <p>2. 離島地域の指定解除の猶予が妥当であるか否かについては、現地調査等を経て、以下について確認の上、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っていること。 ・当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものであり、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があること。 ・指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域と比較して、公平性を欠くものではないこと。 <p>3. 指定解除の猶予が妥当と認める場合には、その解除時期をあらかじめ明示する。</p>	<p>上記解除基準のうち、「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」とは、それぞれに次に掲げる場合をいう。</p> <p>ア 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在する場合には、当該市役所又は町村役場の所在地(当該市町村が合併市町村である場合には、当該市役所又は町村役場の所在地並びに当該市役所又は町村役場以外の場所にある当該市町村の離島振興対策実施地域内の昭和28年10月1日における町村の役場(以下「旧町村の役場」という。)の所在地)と本土との間に常時陸上交通が確保された状態になった場合</p> <p>イ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在しない場合であって、当該市町村の離島振興対策実施地域に旧町村の役場が所在していた場合には、その役場の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合</p> <p>ウ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場並びに旧町村の役場が所在しない場合には、当該島しょの人口最大集落と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合</p> <p>なお、ここで「常時陸上交通が確保された場合」とは、普通自動車通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路(道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。)によりある地点と他の地点とが連結されている状態をいう。</p> <p>さらに、また「一定の要件に該当する集落」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)第1条の規定による辺地の要件のうち、前段の要件に該当するものをいう。</p>

新	旧
<p><u>(架橋事業等が行われた場合の離島指定解除基準に統一することから廃止する。)</u></p>	<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準（その2） （昭和43年9月20日 第34回離島振興対策審議会決定）</p> <p>離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓埋立事業等が行われ、これによって本土と地続きになった場合の指定地域の取扱いについて</p> <p>離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓、埋立事業等が行われ、これによって指定地域が本土と地続き（最高高汐面以上）になった場合は、離島とは認められないので、当該地域について指定を解除する措置をとることとする。</p> <p>ただし、この場合、上記の隔絶性解消の確認は、当該年度の末日をもって行うこととし、準備にあてるため、次の年度に限り、猶予期間をおくことができるものとする。</p>

第3章 人口要件を満たさなくなった離島地域の検討

1 点検対象地域について

令和2年国勢調査の結果、離島指定基準にある「おおむね50人以上」という人口要件を満たさなくなった離島振興対策実施地域について、留意事項の1に基づき、今後の離島振興方針等を点検し、指定解除の停止の妥当性を検討する。

今回の検討対象となる離島振興対策実施地域は、以下の10地域である。なお、「おおむね人口50人以上」の定義については、これまでの例にならい、10%の範囲とし、一の位を四捨五入した、45人以上と解釈している。

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口(H22)	人口(H27)	人口(R2)		人口減少率(H22→R2)	外海全部 外海一部 内海
北海道	小島	小島	厚岸町	13人	12人	8人		38.5%	外海一部
岡山県	犬島	犬島	岡山市	54人	44人	36人		33.3%	内海
	児島諸島	松島	倉敷市	3人	3人	4人	10人	23.1%	内海
		六甲島	〃	10人	7人	6人			内海
広島県	下大崎群島	三角島	呉市	61人	34人	16人	28人	64.6%	内海
		齋島	〃	18人	15人	12人			内海
愛媛県	越智諸島	鶴島	今治市	33人	23人	19人	26人	49.0%	内海
		津島	〃	18人	13人	7人			内海
	来島群島	小島	今治市	25人	11人	7人	32人	57.9%	内海
		来島	〃	23人	15人	14人			内海
		馬島	〃	25人	20人	9人			内海
比岐島	〃	3人	3人	2人	内海				
青島	青島	大洲市	19人	17人	5人		73.7%	内海	
宮崎県	南那珂群島	大島	日南市	11人	1人	2人	11人	69.4%	外海一部
		築島	串間市	25人	9人	9人			外海一部
鹿児島県	桂島	桂島	出水市	13人	8人	12人		7.7%	外海一部
	新島	新島	鹿児島市	4人	0人	2人		50.0%	内海

検討にあたっては、改正離島振興法や人口減少等の離島を取り巻く現状を踏まえて、各地域について、現地調査及びヒアリングを実施することとした。現地調査・ヒアリングに先立ち、点検対象地域を抱える地方自治体に対して、今後の振興方針等について資料（調査票）の提出を求めた。

調査票の主な項目

- ・地域概要（対象離島地域の諸元、現状と課題等）
- ・振興方針、振興による成果目標
- ・市町における全体計画の中での位置づけ
- ・振興策（ハード・ソフト対策）の実績、見込み、実施・評価体制

その上で、現地において、現況を把握し、離島振興計画の実現可能性について確認するため、令和5年10月から11月にかけて、全10地域に赴き、現地調査及びヒアリングを実施した（北海道厚岸町小島については、天候不良のため、小島への上陸がかなわず、町役場にて町役場及び島民からヒアリングを行った）。

点検対象 10 地域において、事前に提出された各地域の自治体による今後の振興方針、現地調査・ヒアリングを通じて得られたこれらの振興方針及び現地の離島振興の取組等の点検結果については、下表のとおりである。(点検概要は参考資料参照)

現地調査日	視察委員	指定地域名 (都道府県名)	島名 (市町名)	今後の振興方針及び点検結果
R5.11.29	矢岡俊樹 専門委員	小島 (北海道)	小島 (厚岸町)	(自治体による今後の振興方針) ・島の主要産業である漁業の生産高は平成20年度以降減少傾向にあるため、産業基盤の整備等により生産性が高く安定した水産業の振興を図ることで、夏場は島・冬場は本土という独特の生活スタイルを維持しながら、 <u>離島の自立的発展を促進</u> 。 ・町、漁協等が連携して、ブルーカーボンの推進にも大きく寄与する小島付近を中心とする良質な漁場の継承と漁業従事者の維持確保に努めるとともに、ふるさと納税返礼品に活用するなどして小島の特産品であるコンブのPR、販売促進を図る。 ・波浪などによる海岸浸食の防止対策等により島民の生活の安定を図り、半定住も含めた人口の拡大を目指すとともに、町特産ウイスキーの熟成庫の島内設置に向けた検討を継続するなど、関係人口の創出を図る。 (点検の結果) ・コンブ漁の拠点として重要な役割を果たしていることが確認することができた。また、特産のコンブを活かした交流の拡大、町特産ウイスキー熟成庫の設置検討など、新たな動きも見られ、関係人口の創出に向けた今後の取組も期待できる。
R5.11.5	矢ヶ崎紀子 特別委員	犬島 (岡山県)	犬島 (岡山市)	(自治体による今後の振興方針) ・本土側の関係機関等と連携した医療・福祉・介護サービスの充実にも努めるとともに、交通アクセスの確保や令和4年度に提供が開始された超高速ブロードバンドサービスの様々な分野での活用などを検討し、住民及び来島者の利便性を向上させる。 ・住民の安全・安心で快適な暮らしとのバランスを保ちながら、文化芸術活動の継続やイベント開催などへの支援を通じた取組を行うことにより、文化・芸術の島としての魅力向上を図り、 <u>交流人口の増加や関心の醸成などにつなげていく</u> 。 ・キャンプ場、犬島自然の家などの既存施設や優れた自然条件、現代アートなどの資源を有効活用した観光、レジャー、体験学習など多様な活動ができる環境づくりを検討・推進し、 <u>交流人口の増加や関心の醸成などにつなげていく</u> 。 (点検の結果) ・移住者による一般社団法人の設立をはじめ、交流人口・関係人口を増やす取組が着実に進められているほか、新たな光回線が整備され、今後の移住・定住の可能性の広がりを確認することができた。また、HPなどのSNSを活用した情報発信などの交流人口・関係人口をさらに増やそうとする試みも見られ、今後の取組も期待できる。
R5.11.6	矢ヶ崎紀子 特別委員	児島諸島 (岡山県)	松島 (倉敷市) 六口島 (倉敷市)	(自治体による今後の振興方針) ・各離島の面積は小さく、また、国有林野の面積が大半を占める離島もあり、本土に近接していることから、定期航路がないこともあって、深刻な人口減少、高齢化により、観光業等の主要産業だけでなく、日常生活面においても、担い手不足が深刻な問題となっている。また、東日本大震災で離島が大きな被害を受けたことを踏まえて、津波を想定した災害対策を講じる必要がある。様々な状況を想定した上で、諸般の施策を講じ、 <u>本地域の安心安全な地域づくりに努める</u> 。 (点検の結果) ・松島は、地域おこし協力隊による民泊開業や松島分校美術館を活用したイベントの実施などの島外から人を呼び込むための取組及び、六口島は、民宿を経営している島民による清掃活動などの島外からの観光客の来島のための取組が確認できた。また、島民と協議しながら、島に興味を持つ関係人口を増やそうとする姿勢も見られ、今後の取組も期待される。
R5.10.25	小田切徳美 特別委員 鳥居享司 専門委員	下大崎群島 (広島県)	三角島 (呉市) 齋島 (呉市)	(自治体による今後の振興方針) ・三角島及び齋島は、日常生活機能を豊島や大崎下島に依存していることから、 <u>航路など生活利便性の維持・向上に努めるとともに、農業の振興、島の豊かな自然を生かした他地域との交流促進を図りながら、安心して暮らせる地域づくりを目指す</u> 。 (点検の結果) ・三角島は、現島民以外も定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、齋島は、本土のまちづくり協議会が主体となって島の清掃活動が行われているなど関係人口や定住人口を創出する取組が確認できた。また、三角島では民間事業者と協働した取組など、更なる関係人口の創出に向けた、今後の取組も期待できる。
R5.11.14	山下東子 特別委員 矢岡俊樹 専門委員	越智諸島 (愛媛県)	鵜島 (今治市) 津島 (今治市)	(自治体による今後の振興方針) ・高齢化に伴う労働力、後継者不足のため、主産業である農業の低迷が続いている。これ以外にも、水道施設の老朽化や定期連絡船の確保などの課題を有している。 ・今後は、「 <u>癒やされる快適な生活空間</u> 」の実現をめざし、水資源の確保や生活排水処理の充実などの住みよい生活環境の創出に引き続き取り組むとともに、地域の特性である豊かな自然環境を活かし、若者の定住と人口の増加につなげる。 (点検の結果) ・鵜島は、現島民以外も定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、NPOと協力した、各種観光PRの取組についても確認することができた。また、カフェの運営やイベントの開催など、交流人口・関係人口の維持・拡大に向けた、今後の取組も期待できる。

現地調査日	視察委員	指定地域名 (都道県名)	島名 (市町名)	今後の振興方針及び点検結果
R5.11.15	山下東子 特別委員 矢岡俊樹 専門委員	来島群島 (愛媛県)	小島 (今治市)	(自治体による今後の振興方針) <小島・来島> ・観光地への転換整備 ・来島の城址や小島芸予要塞軍など豊かな歴史資源を有しており、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」放映により、波及効果もあり、今後、観光地としてどう転換整備を進めるか検討し、交流人口の拡大及び人口減少の防止を図る。具体的には、史跡の維持修復や住民意識の変革、アクセスとしての航路の充実等。
			来島 (今治市)	<馬島> ・観光地への転換整備 ・来島群島で唯一の宿泊可能な施設があり、観光客の受け入れ先として、また、しまなみ海道から徒歩で馬島に降りられる立地条件を活かした観光振興を検討する。具体的には、史跡の維持修復や住民意識の変革、アクセスとしての航路の充実等。
			馬島 (今治市)	<比岐島> ・2名のみ旧今治市内との2拠点生活を行っている。今後の振興方針については、住民の意向を踏まえながら検討していく必要がある。
			比岐島 (今治市)	(点検の結果) ・来島は、漁業の拠点であるほか、島民が主体となった清掃活動・休憩所の維持管理など、島の歴史資源や釣りを目的とした観光客の受け入れのための取組が確認できた。島外の人たちとの連携などが新たな検討課題としてあがっており、今後、こうした取組が期待できる。
R5.11.15	山下東子 特別委員 矢岡俊樹 専門委員	青島 (愛媛県)	青島 (大洲市)	(自治体による今後の振興方針) ・青島は、本土近接型の小規模離島で周囲に同様の離島もなく、超高齢化した島であることから、島独自で自立的発展を遂げることは困難な状況である。このため、本土との連携を図りながら、島内道路の保全修理、生活水の確保、医療及び緊急体制の確立、避難場所や避難経路の確保等の防災対策を重点的に行い、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指す。 ・漁業だけでなく高齢者が安定した収入を得ることが出来るように、農協が中心となり、試験的に漢方薬の材料となる八朔の栽培を行っている。 ・主要産業である沿岸漁業維持のため、築いそや魚礁の設置等により漁場の造成を図る。 ・長浜自治会や長浜高校等、本土側の関係機関と連携しながら、島のPRや文化振興等を図る。 (点検の結果) ・観光パンフレット作成や本土からのボランティアの協力による猫を活かした観光振興の取組が確認できた。また、高校生などの学生との交流やコミュニティセンターの活用など、関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。
R5.11.6	鳥居享司 特別委員	南那珂群島 (宮崎県)	大島 (日南市)	(自治体による今後の振興方針) ・本土との航路の確保により島民生活の安定を図るとともに、島の景観や自然を生かした観光及び滞在型体験学習の実施による交流人口の拡大を図る。 ・定着性種苗の放流や人工漁礁の設置による漁場整備等、水産基盤の整備を図る。 ・本土との医療機関との連携及び搬送体制の確立及び防災対策の推進による安心・安全な生活環境の整備を行うことで島民の福祉の向上を図る。 (点検の結果) ・大島は、島民・元島民や島に関心がある人で構成されている大島プロジェクト会議による、道路の清掃などの維持管理及びイベントの開催などの来島を増やす取組、築島は、2拠点居住のための空き家の活用など、島の振興の取組が確認できた。また、大島では学生などの体験学習の誘致など、交流人口・関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。
R5.11.7			築島 (串間市)	
R5.10.30	関司直也 特別委員	桂島 (鹿児島県)	桂島 (出水市)	(自治体による今後の振興方針) ・漁業者等による自主的な取り組みを支援しながら、周辺海域の好漁場や消費市場を近くに控えているなどの優位性を活かし、チリメンジャコ漁などの収益性の高い持続可能な沿岸漁業の振興を図り、漁業就業者数を維持し、人口減少の防止を目指す。 (点検の結果) ・種苗放流や漁場の管理などの漁業関係の産業振興の取組が確認できた。また、離島体験や離島の魅力発信など交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。
R5.10.31		新島 (鹿児島県)	新島 (鹿児島市)	(自治体による今後の振興方針) ・地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図る。 ・併せて、本地域は霧島錦江湾国立公園に指定され、豊かな自然環境や特色ある地形・地質を有していることから、ジオパークの取組などにおいて、地域資源の活用を図る。 (点検の結果) ・元島民が移住し、NPOと協働した植栽などの環境整備や体験型ツアーの周知などの観光振興の取組が確認できた。また、自然景観を生かした観光による交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。

3 点検対象地域の指定解除を停止することの検討結果について

点検対象地域の地方自治体から提出された資料並びに現地調査及びヒアリングの結果から、いずれの地域についても、

- ・ 離島振興計画に基づき、今後の振興方針が定められ、これらに基づいた振興策が着実に実施されていること
- ・ 小規模な離島であるものの地域の特色に合わせた活動・取組が行われており、今後も、地元自治体や島民が協力し、産業振興や交流人口・関係人口の維持・拡大等に向けた取組を進めていこうとする姿勢が見られること

などを確認した。

特に、改正離島振興法にうたわれた関係人口の巻き込みについて、それぞれの地域の特性に応じた取組が既に見られ、その拡大に取り組もうとする姿勢がいずれの地域でも見受けられた。改正離島振興法においては、小規模離島における日常生活に必要な環境の維持について配慮規定が設けられたところ、現地調査を通じて、これらの環境維持について、現在は地元自治体と島民の協力によって取り組まれているが、今後、離島の人口規模の縮小が進んでいることを踏まえ、外部人材の活用を含め、大きな課題も認識した。

以上を踏まえれば、点検対象の 10 地域のいずれについても、離島振興法第 1 条の目的に沿った振興策を十分実施しうると判断され、離島振興法に基づく離島振興事業を今後も継続していく必要性が認められる。

したがって、今回の点検対象の 10 地域のいずれについても、留意事項の 1 に基づき、指定解除を停止することが妥当である。

よって、少なくとも現行の離島振興法の法期限である令和 14 年度末までは離島振興対策実施地域の指定を継続する。

今回、人口要件を満たさなくなった離島振興対策実施地域に対する点検過程において、現地調査・ヒアリングを実施し、地元自治体・島民の方々との意見交換を経て、こうした島々が抱える課題を再認識した。「離島指定基準の運用に関する留意事項」は、国勢調査の結果、人口要件を満たさなくなった離島振興対策実施地域について、今後の振興方針等の点検を課しているが、このような厳しい離島の現況を再確認し、今後の振興策を国・地元自治体・島民が改めて考える機会として、この点検作業の意義は大きいものとする。

また、現在、離島振興対策実施地域の約半数を人口 100 人未満の離島が占めるなど、離島の人口規模の縮小が進んでいる。今回の点検過程を通じて、定住人口の減少が特に著しい離島の現地調査等を行ったが、これらの島々が抱える課題や取組の方向性には、人口減少が急速に進む小規模離島が振興策を考える際の共通の示唆となるものがあった。具体的には、以下の 5 点である。

1. 国勢調査人口が大きく減少した離島にあっても、元島民やその家族の往来、農業・漁業の拠点としての役割などが見られることから、今後は、単に定住人口だけではなく、関係人口を含めて、離島の振興を進めていくことが必要である。
2. 国勢調査人口が大きく減少した離島にあっても、現在のところは、島民と元島民の協力により家屋が適切に維持されており、これまでに整備されてきたインフラも適切に維持、活用がされている。一方で、無人島化は、こうした島民の協力によって維持されてきた家屋・インフラの維持が困難となっていくことを意味する。したがって、島民が残っている早い段階から、島との関わり合いを持つ関係人口の醸成を進め、島民と関係人口が協力して、離島の振興に取り組み、さらには定住人口の確保につなげていく仕組みづくり（例えば、中間支援組織など）を進めていくことが必要である。その際には、滞在・交流できる場づくりも重要である。
3. 関係人口から島に移住し定住人口へと発展していくためには、住まいの確保が重要である。小規模な離島にあっても、現段階では、普段は居住されていないが、適切に維持されている家屋が多く見られることから、まだ家屋が維持されている早い段階で、こうした家屋の活用を進めていくことが必要である。
4. 交通、通信、水道、汚水・廃棄物処理などの島での日常生活に欠かせないインフラは、関係人口の醸成、交流人口の拡大、ひいては移住による定住人口の確保を進めていく上でも重要であり、新たな技術等も活用しつつ、適切な維持・管理を実施することが必要である。
5. 小規模な離島における優良な取組の横展開が重要であり、特に、国・都道府県・市町村が連携して、離島活性化交付金などを活用したソフト事業の積極的な展開を進めていくことが必要である。その際、市町村においては、小規模な離島の実情をよく把握し、各々の離島の実情に即して、外部人材の活用を含めた離島振興の取組の体制づくりを進めていくことが望まれる。

国土審議会離島振興対策分科会離島指定検討部会としては、離島振興法第1条の目的にうたわれている「無人の離島の増加」が防止されるよう、改正離島振興法で新たに盛り込まれた小規模離島への配慮規定の趣旨に鑑み、これらの示唆を踏まえた、離島振興施策の着実な実施が、国・都道府県・市町村・島民をはじめとする島に関わる多くの人たちの協力の下で進められることを期待する。

参考資料

- 参考資料 1 人口要件を満たさなくなった離島地域の現地調査と点検の結果
- 参考資料 2 離島指定検討部会委員名簿
- 参考資料 3 離島指定兼部会の検討経緯

人口要件を満たさなくなった離島 地域の現地調査と点検の結果

小島 現地調査概要

現地調査の概要

日程：令和5年11月29日（水）
視察委員：矢岡 俊樹 専門委員
対象地域：小島（北海道厚岸町） ※当日は時化により上陸できなかった

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
小島	0.05	8人	38.5%	-	-	1次産業

- ・小島は本土から南方0.9kmの厚岸湾口に所在し、平らな島で南東部に標高28mの崖がある。面積は0.05km²、周囲0.9kmの島であり、令和3年に厚岸霧多布昆布森国定公園（厚岸町、釧路町、浜中町、標茶町）に指定されている。5月～8月にかけては北海道東部特有の濃霧の影響を受け日照時間は短い。
- ・コンブ漁の時期（5月～10月）のみ島で居住し、冬期には全戸が本土へ移動。（平成12年頃までは通年島で生活している島民もいた）
- ・定期航路はなし、買い物時などは自家用船で床潭港に停泊するため、観光客の入込はない。また、島に漁港等がないため船を直接浜に着けている。
- ・小島は島民全員がコンブ漁を営んでおり、小規模な形態であるが、好漁場であり生産性は高い。
- ・昭和50年に廃校になった校舎を集会所として活用。
- ・島内に医療機関及び医療従事者はいないため、本土へ通院。
- ・買い物は床潭港へ船で渡り、港に置いている車等を利用している。
- ・水道（海底送水管）、電気（海底ケーブル）、通信環境等の問題は無い。



小島全景



本土から見た小島

小島 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・主要産業は漁業(コンブ漁)で、全戸で営んでおり、経営形態は小規模であるが、本土の漁業者と比較して好漁場を確保できることや1日に多くの回数を水揚げできることから、生産効率が高く、厚岸町全体での1経営体あたりのコンブ漁獲高に対し、小島は2倍近く(5.06百万円)の漁獲高を上げている。島民がコンブ漁の町全体での出漁可否の判断を任されるなどの重要な役割も担っている。
更に安定した水産業の振興を図るため、昆布漁場改良(雑海藻駆除)や漁場環境調査などの継続的な支援やふるさと納税返礼品に活用するなど、コンブのPR、販売促進を図る。
これまでに、域学連携においてコンブ漁の体験を通して地域の大学生との交流を実施。
- ・現在、厚岸蒸留所におけるウイスキーの熟成庫の1つとして、廃校になった小中学校の校舎の活用を検討されており、遊休施設の活用、関係(交流)人口の創出が期待されている。
- ・島民の生活環境を確保するため、波浪などによる海岸浸食の防止対策等を道が実施。

点検結果

- ・コンブ漁の拠点として重要な役割を果たしていることが確認することができた。また、特産のコンブを活かした交流の拡大、町特産ウイスキー熟成庫の設置検討など、新たな動きも見られ、関係人口の創出に向けた今後の取組も期待できる。



島内の状況
(厚岸町youtubeより)



コンブ漁漁船の出漁の様子
(厚岸町youtubeより)



地域とのヒアリングの様子

犬島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年11月5日(日)
視察委員: 矢ヶ崎 紀子 特別委員
対象地域: 犬島(岡山県岡山市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
犬島	0.54	36人	33.3%	6~8	2.5	3次産業

- ・岡山県岡山市東南端、宝伝・久々井地区の約2.2km沖合に位置する。
- ・朝日漁港-犬島港航路は、距離約2.5km、所要時間10分、6~8便/日。
- ・標高は最高で約30m、平地は少なく農業には適さない。地質は主に花崗岩であるが、古くからの採石により、地形は変形し、各地に溜池化した採石跡地が見られる。気候は温暖少雨の瀬戸内海気候である。
- ・集落は、犬島港から西岸にかけて集中しており、その他は、採石場、畑、山林及び東岸部の精錬所跡地・発電所跡地からなっている。平成11年には、精錬所跡地が「近代化産業遺産」に認定され、また、精錬所跡地を組み込んだ美術館が平成20年に開館した。
- ・平成22年から3年毎に開催されている「瀬戸内国際芸術祭」の会場の一つとなっているほか、島内には空き家等を活用したギャラリースペース「犬島「家プロジェクト」」も展開されている。
- ・令和4年度の観光入り込み客数は約2万人。
- ・診療所には、週1回、医師会を通じ本土から来島。学校は船で通学。
- ・買い物は、船で本土に渡るほか、民間(生協)が本土と同様のサービスを実施。
- ・水道(海底送水管)、電気、通信環境等の問題は無い。
- ・光回線が整備され高速通信が可能。



犬島全景



犬島自然の家

犬島 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・県外からの移住者と島民を構成員とした一般社団法人「犬島ととと倶楽部」が2022年に設立され、犬島と島外を繋ぐ取組が行われている。
主な取組として、関西大学、関西学院大学、東京大学、ノートルダム清心女子大学との繋がりを生かしたワークショップイベントなどの開催、映画撮影、ライブイベント、ロータリークラブとの窓口的な事務を行っている。また、島にお土産がないので、地元の方と協力し、無人直売所にてお茶などを販売。
- ・島の課題として、宿泊施設が少ないことや、観光案内所などが無いことがある。
- ・観光客は徒歩で島内を散策するので、島民との交流はある。
- ・振興策(ハード対策)として、棧橋・護岸整備、光回線の整備などを実施。
光回線により高速通信が可能となり、インターネットを活用した仕事の利便性が向上。
- ・オンライン健康相談などの生活環境の取組も実施。
- ・航路補助、診療所への医師派遣、通学補助などの支援を実施。
- ・県が実施する「小中学生離島の魅力発見・発信事業」は犬島自然の家を対象。



犬島キャンプ場



診療所

点検結果

- ・移住者による一般社団法人の設立をはじめ、交流人口・関係人口を増やす取組が着実に進められているほか、新たな光回線が整備され、今後の移住・定住の可能性の広がりを確認することができた。また、HPなどのSNSを活用した情報発信などの交流人口・関係人口をさらに増やそうとする試みも見られ、今後の取組も期待できる。



移住者が経営するカフェ



犬島ととと倶楽部が運営する直売所



犬島「家プロジェクト」F邸

児島諸島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年11月6日(月)
視察委員: 矢ヶ崎 紀子 特別委員
対象地域: 松島、六口島(岡山県倉敷市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
松島	0.08	4人	133.3%	—	—	3次産業
六口島	1.03	6人	40.0%	—	—	

- ・岡山県倉敷市南部に位置する2島で構成される瀬戸内海の離島。
- ・定期航路がないことから、本土との往来は自家用漁船を利用(所要時間:15分程度)している。
- ・島に医療機関はなく、必要に応じて自家用船により本土の医療機関を受診している。
- ・松島の居住者は1名のみ。他の島民は住民基本台帳上は松島だが、諸事情により本土に居住している。
- ・松島では民宿1施設による観光産業が主産業となっている。
- ・六口島には海水浴場があり、民宿2施設による観光産業が主要産業となっている。そのうち1事業者が小規模な水産業(海苔養殖・加工)を営んでいる。
- ・買い物は本土の店舗まで行く必要がある。
- ・水道(六口島は井戸水)、電気、通信環境等の問題は無い。



松島全景



六口島全景

児島諸島(松島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・下津井地区では地域の魅力を活かしたまちづくりの機運(住民、民間、市民団体等)が高まっており、平成30年に鷲羽山・下津井まちづくり推進協議会を設立。協議会内にある複数の部会の一つとして、旧松島分校活性化部会があり、一般社団法人松島分校美術館において、アーティストの滞在制作や教育系団体の島内活動(学外授業等)のサポートを実施。福祉事務所とも連携し、定期的な活動を実施。
- ・アートのイベントは閑散期をフォロー出来れば良いが、冬は海が荒れやすいので、どうしても、春・夏・秋に限定。
- ・地域おこし協力隊による民泊「マツシマ荘」が2023年より開業し、昔ながらの暮らしを求める利用者により、週末は予約で埋まっている。宿泊客は、県外が多く、関西・北陸・関東からも来島。県内は2~3割程度。宿泊施設を増やしていきたいが、相続や年に1度は帰島するなどの理由で空き家を貸してもらえないのが課題。
- ・市として島民が住み続けていくことができるよう、島民の話を聞きながら、現状維持に努める。また、島単体ではなく江戸時代から北前船の寄港地として発展した倉敷市児島の下津井地区全体の活性化を進める上で、島民の話を聞きながら、両島の貴重な資源の活用の検討を進めていく。



松島分校美術館



マツシマ荘



島内の状況

児島諸島(六口島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・象岩(国指定天然記念物の奇岩)と砂浜を目的に観光客が訪れており、夏場は大阪の中学校在学が恒例行事(遠泳)のため来島。
- ・夏場は観光客で賑わうが、冬場はほとんど来ない。観光客の半分は県内から、残りは香川県から来島。
- ・繁忙期には民宿2施設の受入容量を超える数の観光客が来島。
- ・象岩までの道がもう少し良くなればと感じており、道の草刈りなどは島民で実施。
- ・島のPRは、観光客などの来島者の口コミが一番。
- ・市として島民が住み続けていくことができるよう、島民の話を聞きながら、現状維持に努める。また、島単体ではなく江戸時代から北前船の寄港地として発展した倉敷市児島の下津井地区全体の活性化を進める上で、島民の話を聞きながら、両島の貴重な資源の活用の検討を進めていく。

点検結果(松島、六口島)

- ・松島は、地域おこし協力隊による民泊開業や松島分校美術館を活用したイベントの実施などの島外から人を呼び込むための取組及び、六口島は、民宿を運営している島民による清掃活動などの島外からの観光客の来島のための取組が確認できた。また、島民と協議しながら、島に興味を持つ関係人口を増やそうとする姿勢も見られ、今後の取組も期待される。



象岩



象岩亭前の砂浜



民宿「象岩亭」

下大崎群島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年10月25日(水)
 視察委員: 小田切 徳美 特別委員、鳥居 享司 専門委員
 対象地域: 三角島、齋島(広島県呉市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
三角島	0.78	16人	73.8%	5	1.25	3次産業
齋島	0.70	12人	33.3%	5	10.8	

- ・三角島は周囲約4kmの島で、標高110.3mの主峰から山裾が海岸線に及んでいる。主要作物は柑橘類で、住民及び島外からの出作農家により急傾斜地の多い園地で栽培が行われている。
- ・齋島は周囲約4.3kmの島で、北側に集落が1つあり、みかんなどの耕作地がわずかに見られる。また、島の周辺海域でタイの一本釣りやスズキ、アジの漁が行われている。
- ・高齢化も著しく、高齢化率は、三角島で75.0%、齋島では91.7%となっている。いずれの島においても、集落維持が困難な状況にあり、集落機能の維持、強化が課題となっている。
- ・三角島及び齋島については、久比港を起点に、それぞれ第三セクターによる航路を設けている。この2つの航路はいずれも住民にとって唯一の航路であり、国・県・市の補助を受けて運航している。
- ・地域の医療は、安芸灘地域への保健師の配置や下蒲刈にある公立病院により担われており、救急艇(1隻)を大崎下島の立花港に配備し、緊急時対応。
- ・買い物は久比(大崎下島)や広(本土)までいっている。
- ・水道、電気、通信環境等の問題は無い。光回線が整備され高速通信が可能。



三角島全景



齋島全景

下大崎群島(三角島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・島民以外も定期的に帰島し、適切に管理しており、空き家自体は少ない。
- ・民間事業者(ナオライ)が、三角島において、無農薬で栽培したレモンを使った事業を実施中。農業体験も行っており、多いときで一度に5人程度が来島。
- ・現状、耕作放棄地が拡大しているものの、営農(みかん・レモン栽培)も行われており、農道の管理も島民が実施。
- ・観光客は一定程度来島しており、主に週末の釣り客が多く、夏場は海水浴やバーベキューのために来島。



島内の状況①



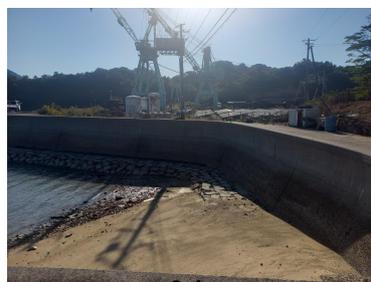
島内の状況②



三角島集会所



レモンの栽培状況



造船所跡のメガソーラー

下大崎群島(齋島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・呉市役所及び地元住民団体の代表等で構成する豊浜町まちづくり協議会が主体となって「齋で島コン」、「齋島海岸清掃事業」等の事業を実施し関係人口や定住人口の創出に努めている。
- ・齋島においては離島活性化交付金を活用し島外住民と共に海岸清掃を実施し、島内集落だけでは困難な環境維持に取り組んでいる。
- ・島内の蛭児神社は外国人観光客も訪れている。
- ・夏休みは、島にゆかりのある人が30~40人戻ってくる。
- ・島内の空き家は定期的に帰島するため手入れされており、本当の空き家は少ない。
- ・小学校跡地に整備した「あびの里いつき」(宿泊・温浴施設)は現在、指定管理者を募集したが、なり手がいないため休止中。休止に伴い、施設が老朽化しているため、運営再開には大規模な修繕が必要。



島内送水管

点検結果 (三角島、齋島)

- ・三角島は、現島民以外も定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、齋島は、本土のまちづくり協議会が主体となって島の清掃活動が行われているなど関係人口や定住人口を創出する取組が確認できた。また、三角島では民間事業者と協働した取組など、更なる関係人口の創出に向けた、今後の取組も期待できる。



島内の状況



あびの里いつき(齋島※休館中)



清掃後の海岸

越智諸島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年11月14日(火)
 視察委員: 山下 東子 特別委員、矢岡 俊樹 専門委員
 対象地域: 鵜島(愛媛県今治市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
鵜島	0.76	19人	42.4%	7	1.5	1次産業
津島	1.43	7人	61.1%	4	4.0	

- ・鵜島は愛媛県今治市に属し、大島と伯方島との間に位置しており、大島の宮窪港から北東1.5kmの海上にある。大島(本島)-鵜島-伯方島(本島)を民営船が1日7往復しており、離島航路補助事業の対象となっている。
- ・津島は愛媛県今治市に属し、大島の北西4.0kmの海上にある。今治(本土)-津島を民営船が1日1往復。津島-大島(本島)を市営船(民営船に委託)が1日3往復しており、離島航路補助事業の対象となっている。
- ・島内に教育機関はなく、児童・生徒もいない。集会所は1箇所ある。
- ・津島の主要産業は柑橘栽培、鵜島の主要産業は農業であるが、高齢化や後継者不足により衰退している。
- ・島内に医療機関及び医療従事者はいないため、大島へ通院している。救急時は救急艇を使用するが、荒天時は漁船を利用することもある。
- ・買い物は吉海(大島)や尾浦港(伯方島)へ船で渡り、港に置いている車等を利用している。
- ・水道(鵜島:給水船、津島:簡易水道)、電気、通信環境等の問題は無い。



鵜島全景



鵜島の集会所

越智諸島(鵜島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・歴史のある島であり、マスコミに売り込んでおりテレビでも紹介されている。
- ・観光客の為に、鵜島公式LINE・サイクリング用の地図・鵜島風土記などを作成し無料配布を行っており、イベントの開催や刊行物の作成などは、NPOにも協力してもらっている。
- ・島内をサイクリングに来る観光客や自分のルーツを探しに訪れる人などが来島。来島する観光客のために定期船の待合所を改修して、カフェとして運営。現在は月2回の営業。
- ・空き家は15軒ほどあるが、近くに住んでいる人は毎週、遠くに住んでいる人でもお盆、正月には帰島するため手入れされており、本当の空き家は1軒のみ。

点検結果

- ・鵜島は、現島民以外にも定期的に帰島し家屋の管理が適切に行われていること及び、NPOと協力のした、各種観光PRの取組についても確認することができた。また、カフェの運営やイベントの開催など、交流人口・関係人口の維持・拡大に向けた、今後の取組も期待できる。



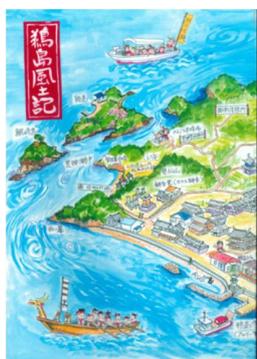
島内の状況



島内案内図



カフェ内の状況



鵜島風土記



カフェ(待合所)

来島群島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年11月15日(水)
 視察委員: 山下 東子 特別委員、矢岡 俊樹 専門委員
 対象地域: 来島(愛媛県今治市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
小島	0.50	7人	72.0%	9.5	1.8	1次産業
来島	0.04	14人	39.1%	10	0.9	
馬島	0.50	9人	64.0%	6	3.8	
比岐島	0.30	2人	33.3%	—	—	

- ・小島、来島、馬島は愛媛県今治市に属し、それぞれ1.8km、0.9km、3.8kmの海上にある。波止浜港-来島港-小島港-馬島港を民営船が1日9.5往復している。
- ・比岐島は愛媛県今治市に属し、10.0kmの海上にある。定期航路はなく、自家用船による。
- ・島内に教育機関はなく、児童・生徒もいない。小島、来島、馬島には集会所が1箇所ある。
- ・小島の主要産業は漁業、来島、比岐島の主要産業は柑橘栽培と漁業、馬島の主要産業は花き栽培と漁業で、いずれも高級魚の一本釣りが中心である。
- ・島内に医療機関はなく、定期船か自家用船で本土へ通院している。買い物も同様に本土の店舗まで行く必要がある。
- ・小島、来島、馬島では水道(海底送水管)、電気(電線)、通信環境等の問題は無い。比岐島は井戸水を使用、電気は自家発電。



来島全景



来島の集会所

来島群島(来島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・来島を含む芸予諸島が日本遺産に指定されており、観光客が来島。また、釣り客も観光客と同じくらい来島。
- ・島内には棧橋跡の柱穴や心月庵などの史跡があるが、観光できる体制（ハード面も含む）が整っていないことが課題。
- ・定期航路の維持のため観光客の来島は重要。併せて、観光客のマナー向上の取り組みも必要。
- ・島内の空き家はたまに戻ってくる家もあれば戻ってこない家もある。戻ってくる家は手入れがされており、家を売ってもいいという家主もいる。
- ・昨年、島出身者がUターンし、漁業を営んでいる。

点検結果

- ・来島は、漁業の拠点であるほか、島民が主体となった清掃活動・休憩所の維持管理など、島の歴史資源や釣りを目的とした観光客の受け入れのための取組が確認できた。島外の人たちとの連携などが新たな検討課題としてあがっており、今後、こうした取組が期待できる。



観光休憩所



心月庵



八千矛神社



島内の状況

青島 現地調査概要

現地調査の概要

日程：令和5年11月15日（水）
視察委員：山下 東子 特別委員、矢岡 俊樹 専門委員
対象地域：青島（愛媛県大洲市）

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
青島	0.49	5人	73.7%	2	13.5	1次産業

- ・愛媛県大洲市の長浜港から北に13.5kmの伊予灘のほぼ中央に位置する離島である。
- ・本土の長浜と青島を結ぶ唯一の交通機関として定期船「あおしま」が就航しており、1日2往復している。令和4年度の運航回数は524回。
- ・平成25年9月頃、猫の島としてメディアで紹介されて以降、観光客が増大した。島民の日常生活を圧迫する時期もあったが、地元住民の生活環境づくりに重点を置くことにより、現在は落ち着いている。令和4年度の観光客は、新型コロナの影響もあり、3,500人程度。
- ・アジやハマチ、メバル等の漁業、ヒジキの採藻業が主要産業となっている。
- ・地域内に医療機関、介護サービス事業所がなく、市の単独予算にて航路運賃相当額を助成している。介護サービス分については利用実績はない。
- ・食料等の生活物資については、定期船等を利用し本土へ渡り調達している。
- ・水道、電気、通信環境等の問題は無い。



青島全景



ネコの餌やり場

青島 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・観光客はコロナ前から微減していたがコロナで一気に減少し、現在はコロナ前の水準に戻っている。
- ・現在は、パンフレットによるPRや島外からの定期的なボランティアの来島により、猫の世話に対応している。
- ・島内のキャンプ場は老朽化によりシャワーやトイレが使えず、利用者自らがテントから食材まで調達する必要があり、現在は、年に数組が利用する程度。
- ・定期的に帰ってくる人も最近はいない。島に休むところがないので帰ってきても日帰りとなる。
- ・現在の島民はUターンであるが、最近の移住者はいない。夏場だけ元島民が県外からきてカフェを運営。
- ・本土の農業者が島内の土地を借りて漢方薬の原料となる八朔の栽培を行っており、収穫や草刈り等で来島。
- ・市として県立長浜高校の生徒が「長高水族館」に青島コーナーを作るなどして島と交流が出来ればと考えている。また、島内に宿泊や休憩できる施設がないため、青島コミュニティセンターを拠点とした整備が出来ればと考えている。

点検結果

- ・観光パンフレット作成や本土からのボランティアの協力による猫を活かした観光振興の取組が確認できた。また、高校生などの学生との交流やコミュニティセンターの活用など、関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。



キャンプ場



青島コミュニティセンター



八朔の栽培状況



島内の状況

南那珂群島 現地調査概要

現地調査の概要

日程：令和5年11月6日(月)～7日(火)
 視察委員：鳥居 享司 専門委員
 対象地域：大島(宮崎県日南市)、築島(宮崎県串間市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
大島	2.08	2人	81.8%	4	3.4	1次産業
築島	0.24	9人	64.0%	—	—	

- ・南那珂群島は大島(日南市)と築島(串間市)で構成され、有人国境離島法における有人国境離島地域となっている。
- ・日南海岸国定公園国定区域内にあり、起伏に富んだ海岸線や亜熱帯植物の自生が見られるが、2島とも急峻な山地に覆われており、居住区域は限定的である。
- ・大島は日南市南郷町の中心部から東方約2.5kmの日向灘にあり、対岸の目井津港から市営定期船が、1日4往復運航している。島内は公共交通機関がなく、市道が約5.1km整備されている。
- ・築島は対岸の舩集落から約150mの海上に位置し、交通体系については、本土との間に定期航路はなく、漁船で往来している。また、島内で車両の利用はなく、道路は漁港に沿った短い臨海道路と集落に至る市道約100m及び集落内部を巡る私道のみとなっている。
- ・大島に病院はなく市営旅客船等を交通手段として本土の医療機関を受診している。築島では無医地区診療を行っている。
- ・買い物は本土の店舗まで行く必要がある。(本土側に車を駐車)
- ・水道、電気、通信環境等の問題はないが、大島の一部に携帯電話が使用できないエリアが存在。



大島 竹之尻港



築島 築島港

南那珂群島(大島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・平成27年に元島民たちを中心とした「大島プロジェクト会議」が組織化され、島内の草刈り(年5~6回)や市の補助金を活用した周遊イベント(植栽ツアー・灯台見学ツアー)を実施。アサギマダラやツマベニチョウが飛来する島として、蝶を増やす活動をしており、植栽ツアーもその一つ。
- ・民間事業者が島内に宿泊滞在施設(グランピング、レストラン)を建設する計画が進行中であり、島内にヘリポートを設置し、観光客数の増加を目指している。
- ・島内宿泊施設として、コテージ・キャビンがあり、スキューバダイビングや釣りを目的とした来島者のほか、日帰りで灯台や蝶の見学を目的とした来島者がいる。
- ・島内の市道は整備済みで、環境整備を大島プロジェクト会議が実施。
- ・中山間地域の修学旅行誘致などの滞在型体験学習の実施を計画している。



コテージ



キャビン



ヘリポート建設地



島内道路・水道管



スキューバダイビングの着替え場所

南那珂群島(築島) 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・関係人口として、元島民が墓参りや草刈りで来島。また、島外の方が空き家を購入して知人を連れて島を訪れているほか、会社の保養所として使用している例もある。
- ・宮崎市内の若者家族が島内の畑付き家を購入し、現在は2拠点居住で使用しており、将来的には島での暮らしを希望。
- ・空き家は2拠点居住の使い方が出来ており、本当の空き家は比較的少ない。ただし、定期航路が無いいため、移住の第一条件は船舶免許の取得。
- ・観光客の来島は大歓迎(ただし、最低限のマナーは守ってほしいとのこと)。
- ・産業は、漁業(伊勢エビ漁・遠洋業業)が中心で、対岸の漁港に水揚げ。水産資源確保のため、稚魚放流を継続的に支援。
- ・民間事業者により釣りを含めた海洋開発が検討されており、現在は中止しているが開発は諦めていない。



島内の状況

点検結果(大島、築島)

- ・大島は、島民・元島民や島に関心がある人で構成されている大島プロジェクト会議による、道路の清掃などの維持管理及びイベントの開催などの来島を増やす取組、築島は、2拠点居住のための空き家の活用など、島の振興の取組が確認できた。また、大島では学生などの体験学習の誘致など、交流人口・関係人口の拡大に向けた新たな取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。



島内公園



会社保養所



集会所(旧築島分校体育館)

桂島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年10月30日(月)
 視察委員: 関司 直也 特別委員
 対象地域: 桂島(鹿児島県出水市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
桂島	0.33	12人	7.7%	—	—	1次産業

- ・鹿児島県出水市に属し、本土の米ノ津港から北北西約7.5km、野口漁港から北2.5kmの海上に位置する離島。
- ・定期便はないが、釣りが好きな観光客なども訪れている。
- ・桂島(全島民が居住)、小島、前島の3島で構成されており、3島は防波堤により繋がっている。
- ・水産業が主な基幹産業であり、チリメンジャコ漁は人員不足により休業しているが、一本釣りや地引き網による漁(アジ・イカ)を営んでおり、出水市本土に水揚げしている(昔は、半農半漁で米以外は全て島内で賄われていた)。
- ・救急は本土の病院へ搬送。島内にヘリポート(県設備)が整備されているが、使用実績なし。
- ・買い物は本土の店舗まで行く必要がある。(本土側に車を駐車)
- ・水道、電気、通信環境等の問題はないが、家の中では携帯電話が繋がりにくい。



桂島港



ヘリポート

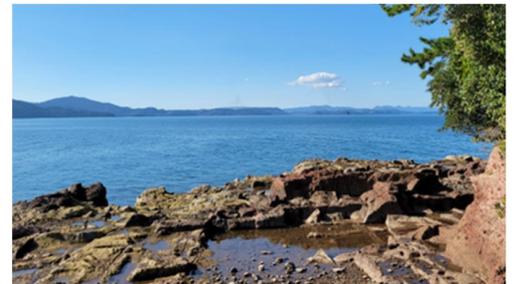
桂島 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・定期航路は昔から無く、公共施設等が破損した場合は、島民が本土の港まで、作業員を迎えに行っている状況。
- ・主要産業は漁業(一本釣り・地引き網)で北さつま漁協出水支所に出荷。(現在、ちりめん漁は休業)
 種苗放流や漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等を継続的に支援。
- ・人口減少により島内に学校がないことが問題。
 (休校中の学校校舎は取り壊さずに現存し、島民で活用)
- ・本土から釣りやキャンプ目的の来島者があり、マナー向上の取組が必要であるが、観光客(主に釣り客)の来島は大歓迎。

点検結果

- ・種苗放流や漁場の管理などの漁業関係の産業振興の取組が確認できた。また、離島体験や離島の魅力発信など交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。



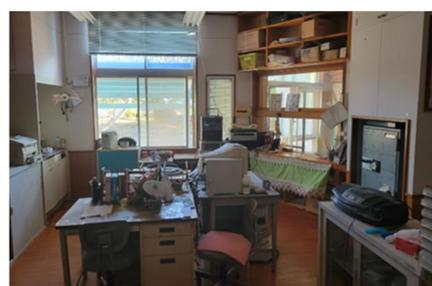
石切り場



前島(北側)の状況



米ノ津東小・米ノ津中学校桂島分校(休校中)



校舍内の状況 40



島内の状況

新島 現地調査概要

現地調査の概要

日程: 令和5年10月31日(火)
視察委員: 関司 直也 特別委員
対象地域: 新島(鹿児島県鹿児島市)

地域の概要

島名	面積 (km ²)	人口 (R2)	人口減少率 (H22→R2)	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)	主要産業
新島	0.13	2人	50.0%	3	1.7	3次産業

- ・錦江湾内にある桜島の北東約1.5kmに位置し、鹿児島市に属する離島。
- ・桜島・錦江湾ジオパークのジオサイトの一つで、霧島錦江湾国立公園にも指定されており、民間事業者等によるツアーなどが行われている。
- ・島内の環境保全のボランティア活動が盛んで来訪しやすい環境が維持されている。
- ・主要産業は第3次産業(飲食店・宿泊施設等)となっている。
- ・買い物は本土の店舗まで行く必要がある(本土側に車を駐車)。
- ・水道(海底送水管)、電気(海底ケーブル)、通信環境等の問題は無い。



新島全景



公民館新島分館

新島 現地調査概要

現地にて確認した振興策の取組状況

- ・学校跡地はキャンプ場整備の計画があり、過去に整地を実施したが、コロナ禍に加え、海岸沿いの一部崩落により、安全面での課題が発生したため、現在は計画を休止中。
- ・島内の神社をNPOがボランティアで再興し、神社の管理をきっかけに夫妻が令和元年に移住。
- ・観光客のほか、鹿児島大学教授やニュージーランドの地質学者が研究のために来島。
- ・将来的には世界ジオパークの登録を目指している。
- ・鹿児島市の観光目的は、1位食事、2位自然景観との結果を踏まえ、自然景観を生かした観光を考えている。また、外国人のアドベンチャー(非日常体験)へのニーズの高まりを受けて、市としても様々なツールを活用し、体験型ツアーの周知を実施。
- ・移住に際しては、土地の所有者(相続)の問題がある。



植樹された防風林

点検結果

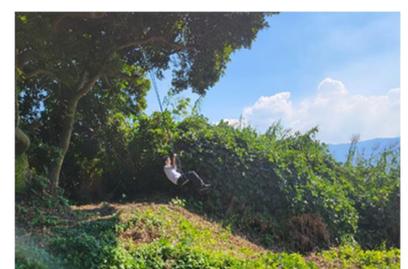
- ・元島民が移住し、NPOと協働した植栽などの環境整備や体験型ツアーの周知などの観光振興の取組が確認できた。また、自然景観を生かした観光による交流人口・関係人口の拡大に向けた取組の検討も見られ、今後の取組も期待できる。



NPO法人が再興した神社



島内を東西に結ぶ道路



NPO法人が設置したブランコ

国土審議会離島振興対策分科会
離島指定検討部会 委員名簿

特別委員

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 小田切 徳 美 | 明治大学教授 |
| ㊦ 司 直 也 | 法政大学教授 |
| 矢々崎 紀 子 | 東京女子大学教授 |
| ○ 山 下 東 子 | 大東文化大学特任教授 |

専門委員

- | | |
|---------|-----------------|
| 鳥 居 享 司 | 鹿児島大学准教授 |
| 矢 岡 俊 樹 | (公財) 東京都公園協会理事長 |

(◎は部会長、○は部会長代理、50音順、敬称略)

国土審議会離島振興対策分科会
離島指定検討部会 検討経緯

第9回（令和5年7月21日）

- ・ 離島振興対策分科会からの付託事項の検討の進め方について

[この間、現地調査・ヒアリング]

第10回（令和6年1月12日）

- ・ 離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について

第11回（令和6年3月18日）

- ・ 離島振興対策実施地域の指定解除のあり方等について